

# 埼玉女子短期大学学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本学は教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、本学園建学の精神に基づき、高い教養と大学専門教育を授け、人格を涵養し、社会の発展に寄与し得る人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

### (自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学職員以外の者による検証を行うよう努める。

### (認証評価)

第2条の2 第2条第1項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

### (教育内容等の改善)

第2条の3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

### (情報の積極的な提供)

第2条の4 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

## 第2章 学科，学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
商 学 科	150人	300人
国際コミュニケーション学科	150人	300人
計	300人	600人

### (学科の教育目的)

第3条の2 商学科は、国際的視野をもち、商業・経営を主眼にした実学中心の教育を行い、地域と産業界に貢献し得る、実務能力及びビジネス感覚を備えた、人間性豊かな人材を育成することを教育目的とする。

2 国際コミュニケーション学科は、総合的な英語教育と産業界に貢献できる実務教育に重点をおき、国際社会で活躍し得る、コミュニケーション能力を備えた、人間性豊かな人材を育成することを教育目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

### 第3章 学年、学期、授業日数及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園の創立記念日 5月15日

春期休業日 3月21日から4月3日まで

夏期休業日 7月21日から9月20日まで

冬期休業日 12月21日から1月10日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育

施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を希望する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

第13条 本学に再入学または転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については教授会の審議を経て学長が決定する。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により2カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第19条 授業科目を分けて、教養・キャリア科目及び専門教育科目とする。

- 2 前項に規定するもののほか、第42条に定める外国人留学生に対して日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することがある。
- 3 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校または高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下、帰国子女という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設することがある。
- 4 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。
- 5 各学科の定める教育課程のほか、学科の枠を超えた科目群を横断的・融合的に構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定することができる。

(1年間の授業期間と授業の方法)

第20条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前各号の規定にかかわらず、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第21条第2項の授業科目については、本学の定める適切な方法により学修の成果を評価した単位を与えることができる。

- 2 多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所での授業の方法により修得することができる単位数は、30単位を超えないものとする。

(履修科目の登録の上限)

第22条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限について、別に定める。

2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認める。

(学習の評価)

第23条 試験等の評価はAA, A, B, C, Dをもって表わし、C以上を合格とする。

なお、GPAによる評価も併記する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。この場合において、第24条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

4 前3項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第27条 外国人留学生が第19条第2項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって別表第1に定める科目の単位に代えることができる。

2 前項の規定は、帰国子女が第19条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第28条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより、68単位以上を修得しなければならない。

(卒業及び称号)

第29条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、学校教育法の定めるところにより「短期大学士」の学位を授与する。

## 第7章 入学検定料、入学金、授業料、施設費、その他の費用

(授業料等の金額)

第30条 本学の入学検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。

入学検定料	30,000円
入学金	250,000円
授業料	750,000円
施設費	390,000円
演習実習費	30,000円

(授業料等の納入期)

第31条 入学金は、所定の日までに納入しなければならない。

2 授業料、施設費及び演習実習費については、原則として学年の始めの所定の日までに納入しなければならない。

3 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず延納または分納を認めることがある。

(退学及び停学の場合の授業料)

第32条 学期の途中で退学し、または除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第33条 休学を許可され、または命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第34条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第35条 学年の途中で卒業する見込の者は、卒業する見込の月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第36条 納付した入学検定料，入学金及び授業料等は原則として返付しない。

## 第8章 教職員組織

(教職員組織)

第37条 本学に学長，教授，准教授，講師，助教，任期付教員（教授，准教授，講師，助教），特任教員（教授，准教授，講師），兼任講師（非常勤講師及び客員教員），助手，事務局長，事務職員，その他必要な職員を置く。

2 本学に，前項のほか，学長を助け，命を受けて校務をつかさどるため，副学長を置くことができる。

## 第9章 教授会

(教授会)

第38条 本学に教授会を置く。

2 教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学，卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は，前項に規定するもののほか，学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項目において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び学長等の求めに応じて，意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第39条 教授会は，学長，教授，准教授，講師，助教，任期付教員（教授，准教授，講師，助教）及び特任教員（教授，准教授，講師）をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず，学長が必要と認めたときは，教授会にその他の教職員を加えることができる。

(その他)

第40条 本章に定めるもののほか，教授会に関し必要な事項は別に定める。

## 第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 本学において特定の授業科目等を履修することを志望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第22条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の審議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第44条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の審議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学長は、学生に対する第2項の退学、停学及び訓告の懲戒の手続きを別に定める。

## 第12章 図書館

(図書館)

第45条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規則は別に定める。

## 第13章 公開講座

(公開講座)

第46条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度における商学科及び英語科の収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

商学科 100人  
英語科 80人

- 3 学則の一部を改正し、平成2年4月1日から施行する。
- 4 学則の一部を改正し、平成3年4月1日から施行する。ただし、第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成3年度		平成4年度～11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商学科	150人	250人	150人	300人	100人	250人
英語科	150人	230人	150人	300人	80人	230人

また、改正前に入学した者に対する第28条及び別表第1の適用については、なお従前の例による。

- 5 学則の一部を改正し、平成4年4月1日から施行する。
- 6 学則の一部を改正し、平成5年4月1日から施行する。  
また、改正前に入学した者に対する第28条及び別表第1の適用については、なお従前の例による。
- 7 学則の一部を改正し、平成6年4月1日から施行する。  
また、改正前に入学した者に対する第28条及び別表第1の適用については、なお従前の例による。
- 8 学則の一部を改正し、平成7年4月1日から施行する。  
また、改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については、なお従前の例による。
- 9 学則の一部を改正し、平成8年4月1日から施行する。  
また、改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については、なお従前の例による。
- 10 学則の一部を改正し、平成9年4月1日から施行する。  
また、改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については、なお従前の例による。
- 11 学則の一部を改正し、平成10年4月1日から施行する。  
また、改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1の(2)外国語科目については、改正後の学則を適用する。
- 12 学則の一部を改正し、平成11年4月1日から施行する。  
また、改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については、なお従

前の例による。ただし、別表第1の(3)専門教育科目のうち、ホスピタリティ論Ⅰ・同Ⅱ，観光総論（旅行・ホテル・エア）Ⅰ・同Ⅱ，ホテル旅館マネジメント論Ⅰ・同Ⅱ，トラベル実務論，エアポートサービス論，観光英語A・同B，ホテル英語の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

- 13 学則の一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成3年4月1日施行附則にかかわらず、本学の学生定員は第3条に規定するものとする。また、改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については、なお、従前の例による。

ただし、別表第1の(1)一般教育科目のうち、高麗の歴史，仕事の社会学A，同B，看護と福祉，福祉とボランティア，健康心理学，同表(2)商学科専門教育科目のうち，サービスマーケティング論，コミュニティビジネスA（地域起業），コミュニティビジネスB（福祉・環境・女性起業），トレンドビジネス，ファッション産業，ファッションビジネス，ファッション文化論，及び英語科専門教育科目のうち，フランスの言語と文化A，同B，中国の言語と文化A，同B，ツアコンダクター入門，ビジネススキルズA，同B，異文化コミュニケーションの各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

- 14 学則の一部を改正し、平成13年4月1日から施行する。

ただし、改正前に入学した者に対する第3条と別表第1及び別表第2の適用については、なお従前の例による。また、別表第1の(2)国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち，CG入門，CG演習，国際コミュニケーションと企業の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

- 15 学則の一部を改正し、平成13年4月1日から施行する。

また、改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1の(1)の一般教育科目のうち，福祉の心理，子どもの心理，福祉とコミュニケーション，海外事情A（韓国），海外事情B（オーストラリア），同表(2)商学科専門教育科目のうち，情報活用と管理，メディアと社会の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

- 16 学則の一部を改正し、平成14年4月1日から施行する。

また、改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1の(1)の一般教育科目のうち，里山の自然環境論演習，海外事情C，課題研究A，同B，日本事情Ⅰ，同Ⅱ，女性学B，同表(2)商学科専門教育科目のうち，デジタルデザイン，販売実務Ⅰ，同Ⅱ，ファッション英語，カラーコーディネート，マーケティング，ショップマネジメント論，ショップ企画，コミュニティ論，CG入門，CG演習，管理会計Ⅰ，同Ⅱ，企業とファイナンス，金融市場論（銀行・保険・証券），ファイナンシャルプラン論，ビジネス文書の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

- 17 学則の一部を改正し、平成15年4月1日から施行する。

また、改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1の(1)の一般教育科目のうち，メディアと社会，レクリ

ーション・マネジメントA, 同B, 同C, 同D, 日本語総合A, 同B, (2)の商学科専門教育科目のうち, 会計学総論, 経営学総論, 経営学, パソコン会計, ファッション産業論, ファッション企画, ファッションビジネス概論, ファッション造形論, 販売実務, ショッププレゼンテーション, ファッション販売知識, コミュニティビジネス入門, コミュニティビジネス, NPO経営論, コンピュータグラフィックスI, 同II, 情報メディア演習, Webデザイン演習, インターネット演習I, 同II, プログラミング演習I, 同II, ネットワークの基礎, 健康心理学, 健康と生活, 医療心理学, 性格心理学, 家族心理学, 性の心理学と健康, 栄養学, 心理カウンセリングの理論と実践, 介護の理論と実践, ダンスセラピー, アロマセラピー, フットセラピー, 英会話A, 同B, 英会話C, 同D, 英会話E, 同F, ホスピタリティ論A, 同B, 国際コミュニケーションと企業, インターンシップC, (3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち, 英語表現A, 同B, 英会話A, 同B, ホスピタリティ論A, 同B, 観光総論A, 同B, 観光政策論, トラベル実務論, ホテルマネジメント論A, 同B, 海外ホテル研究, テーマパーク研究, 航空産業入門, エアライン・サービス論A, 同B, フライトアテンダント作法, 航空マナー研究, 接遇手話, アメリカの文化, PresentationA, 同B, 海外生活準備, アジア地域研究, オセアニア地域研究, イギリス地域研究, 海外留学A, 同B, 同C, 比較文化A, 同B, 英会話C, 同D, 英会話E, 同F, 英語コミュニケーション入門, リーディング研究, ライティング研究, 英文法, TOEIC Reading, TOEIC Listening, Intensive EnglishA, 同B, 同C, 同D, ビジネス英語A, 同B, 企業と経済A, 同B, 国際理解A, 同B, 海外映像とコミュニケーション, 日英文化交流論, 英米児童文学論, 健康心理学, 健康と生活, 医療心理学, 性格心理学, 家族心理学, 性の心理学と健康, 栄養学, 心理カウンセリングの理論と実践, 介護の理論と実践, ダンスセラピー, アロマセラピー, フットセラピー, 特別講義A, 同B, 現代社会と企業, インターンシップA, 同B, 同Cの各選択科目については, 改正後の学則を適用することができるものとする。

18 学則の一部を改正し, 平成15年4月1日から施行する。

19 学則の一部を改正し, 平成16年4月1日から施行する。

また, 改正前に入学した者に対する別表第1及び別表第2の適用については, なお従前の例による。ただし, 別表第1の(2)の商学科専門教育科目のうち, 情報システム, 電子商取引(Eコマース), ITビジネス, マルチメディアA, 同B, インターネット英語, (3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち, マルチメディアA, 同B, インターネット英語, Listen&Speakの各選択科目については, 改正後の学則を適用することができるものとする。

20 学則の一部を改正し, 平成17年4月1日から施行する。

また, 改正前に入学した者に対する別表第1の適用については, なお従前の例による。ただし, 別表第1の(2)の商学科専門教育科目のうち, 子どもと社会問題, 子どもの発達と環境, 子どもと映像, キャラクター研究, 子どもドレスデザイン, (3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち, 子どもと社会問題, 子どもの発達と環境, 子どもと映像, キャラクター研究, 子どもドレスデザインの各選択科目については, 改正後の学則を適用することができるものとする。

21 学則の一部を改正し，平成18年1月1日から施行する。

22 学則の一部を改正し，平成18年4月1日から施行する。

また，改正前に入学した者に対する別表第1の適用については，なお従前の例による。ただし，別表第1の(1)の一般教育科目のうち，現代メディア文化，くらしの経済，くらしの科学，(2)の商学科専門教育科目のうち，医学基礎知識，薬学基礎知識，医療用語，医療法規，医療秘書，話し方の理論と実践，身体表現法，(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち，ブライダル・プロデュース，ビューティーサイエンス，Japanese Culture and History，身体表現法の各選択科目については，改正後の学則を適用することができるものとする。

23 学則の一部を改正し，平成19年4月1日から施行する。

24 学則の一部を改正し，平成19年4月1日から施行する。

また，改正前に入学した者に対する別表第1の適用については，なお従前の例による。ただし，別表第1(1)の一般教育科目のうち「創作ダンス」，(2)の商学科専門教育科目のうち，「時事経済」「情報化社会」「エンターテイメントサービス」「特別演習A(医療事務)」「特別演習B(医療事務)」「特別演習A(医事コン)」「特別演習B(医事コン)」「ベビーシッター」「コスメティックス」「コンピュータ・グラフィックスⅡ」，(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち，「観光マーケティング」「トラベル実務B」「ブライダル・ファッション」「特別演習A(ブライダル)」「特別演習B(ブライダル)」「ベビーシッター」「コスメティックス」「コンピュータ・グラフィックスⅡ」の各選択科目については，改正後の学則を適用することができるものとする。

25 学則の一部を改正し，平成20年4月1日から施行する。

また，改正前に入学した者に対する別表第1の適用については，なお従前の例による。ただし，別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち，「世界のブランド研究」「特別演習A(販売士)」「特別演習B(販売士)」「看護補助技術」「子どもと絵本」，(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち，「ツアープランニングA」「ツアープランニングB」「フードコーディネート」「ホテル・レストランサービス」「子どもと絵本」の各選択科目については，改正後の学則を適用することができるものとする。

26 学則の一部を改正し，平成21年4月1日から施行する。

27 学則の一部を改正し，平成22年4月1日から施行する。

また，改正前に入学した者に対する別表第1の適用については，なお従前の例による。ただし，別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち，「ファッションコーディネート」「地域ブランド研究」「工業簿記Ⅱ」「医療総合知識」，(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち，「ファッションコーディネート」「エアライン英語」「アドヴァンスト・オーラルイングリッシュ」の各選択科目については，改正後の学則を適用することができるものとする。

28 学則の一部を改正し，平成23年4月1日から施行する。

また，改正前に入学した者に対する別表第1の適用については，なお従前の例による。

ただし、別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち、「ダンス・パフォーマンスA」「ダンス・パフォーマンスB」、(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち、「オリジナルウェディング」「和装ウェディング」「ダンス・パフォーマンスA」「ダンス・パフォーマンスB」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

29 学則の一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。

また、改正前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち、「DPC 概論」「医療実務マナー」「中国語初級」「中国語中級」「実用中国語会話」「韓国語初級」「韓国語中級」「実用韓国語会話」「中国の経済事情」「韓国の経済事情」、(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち、「ツアー・ガイド実習 中国語初級」「中国語中級」「実用中国語会話」「韓国語初級」「韓国語中級」「実用韓国語会話」「中国の経済事情」「韓国の経済事情」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

30 学則の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する。

また、改正前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1(1)の一般教育科目のうち、「地域連携活動」、別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち、「税法」「特別演習A(工業簿記・原価計算)」「特別演習B(工業簿記・原価計算)」「特別演習A(メイクアップ)」「特別演習B(メイクアップ)」「ダンスパフォーマンスC」「ダンスパフォーマンスD」「特別演習A(韓国語検定)」「特別演習B(韓国検定)」、(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち、「TOEIC700」「特別演習A(メイクアップ)」「特別演習B(メイクアップ)」「ダンスパフォーマンスC」「ダンスパフォーマンスD」「特別演習A(韓国語検定)」「特別演習B(韓国検定)」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

31 学則の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。

また、改正前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1(1)の一般教育科目のうち、「地域連携活動B」、別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち、「調剤薬局実務」「コミュニケーションと心理」、(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち、「ブライダル・アテンダー実務」「コミュニケーションと心理」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

32 学則の一部を改正し、平成26年8月31日から施行する。

33 学則の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。

また、改正前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1(1)の一般教育科目のうち、「心理学」「地域連携活動C」「地域連携活動D」、別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち、「税務会計」「法人税」「ビジネスと会社法」「実用韓国語会話B」、(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち、「中国語A」「中国語B」「韓国語A」「韓国語B」「実用韓国語会話B」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。

- 34 学則の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。  
また、改正前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1(1)の教養・キャリア科目のうち、「漢字能力A」「漢字能力B」、別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち、「販売士基礎」「東アジアの経済事情」「韓国の生活と文化」、(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち、「販売士基礎」「東アジアの経済事情」「韓国の生活と文化」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。
- 35 学則の一部を改正し、平成28年12月1日から施行する。
- 36 学則の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。また、改正前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1(1)の教養・キャリア科目のうち、「海外留学D」、別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち、「医薬品の知識Ⅰ」「医薬品の知識Ⅱ」「薬理学Ⅰ」「薬事関係法規」、(3)の国際コミュニケーション学科専門教育科目のうち、「TOEIC700B」「ツアー・ガイド実習Ⅱ」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。
- 37 学則の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。また、改正前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち、「手話Ⅲ」「手話Ⅳ」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。
- 38 学則の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。また、改正前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1(1)の教養・キャリア科目のうち、「地域連携活動C」「イベント企画C」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。
- 39 学則の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。また、改正前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1(1)の教養・キャリア科目のうち、「旅行地理概論」「中国語能力」、別表第1(2)の商学科専門教育科目のうち、「ビジネス英会話A」「ビジネス英会話B」「肌科学」「化粧品学」「投資シミュレーションと経済」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。
- 40 学則の一部を改正し、令和3年1月1日から施行する。
- 41 学則の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。なお、令和3年3月31日に本学に在籍する学生については、従前の例による。ただし、別表第1(1)の教養・キャリア科目のうち、「法律と政治」「教養のための数理入門」の各選択科目については、改正後の学則を適用することができるものとする。
- 42 学則の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 43 学則の一部を改正し、令和5年1月1日から施行する。
- 44 学則の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。
- 45 学則の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。